

	利用対象者	要件	内容
特定被災区域※1	<p>① 地震・津波等により直接被害を受けた中小企業者。 (原発事故に係る警戒区域等※2の公示の際に、当該区域内に事業所を有していた中小企業者を含む。)</p>	<p><罹災証明書> (写しも可) 警戒区域等の事業者は商業登記簿/納税証明書等</p>	<p>1.【対象資金】 事業再建資金その他の経営の安定に係る資金</p> <p>2.【保証限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○普通:2億円 ○無担保:8千万円 ○無担保無保証人:1250万円 <p>最大2億8千万円</p> <p>※災害関係保証、セーフティネット保証と合わせて、無担保で1億6千万円、最大5億6千万円。(一般保証と別枠。)</p> <p>ア)保証割合は融資額の100%</p> <p>イ)保険てん補率は90%</p> <p>3.【保証料率】 <u>0.8%以下</u></p> <p>4.【保証人】 代表者保証のみ(第三者保証人については、原則不要)</p>
	<p>② 震災の影響により業況が悪化している中小企業者。</p>	<p><市区町村長の認定> 最近3か月の売上高等が震災の影響を受ける直前の同期と比較して▲10%以上※3</p>	

※1 特定被災区域(政令指定):災害救助法が適用された市町村等(岩手県・宮城県・福島県の全域、青森県・茨城県・栃木県・埼玉県・千葉県・新潟県・長野県の一部の市町村)。

※2 警戒区域等:警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域。

※3 前4年のうち震災の影響を受ける前の直前同期の売上高等と、最近3か月の売上高等を比較。